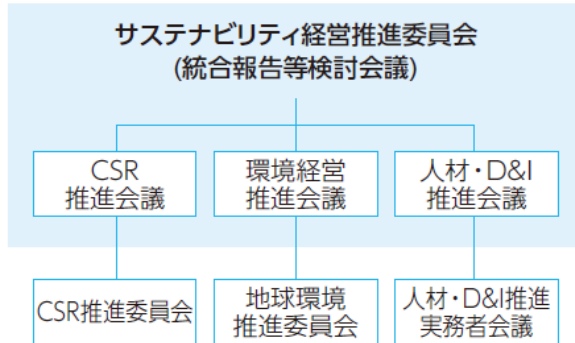


住友電工グループにおける人権デューディリジェンス

人権方針に記載の通り、住友電工グループ内での人権尊重の取り組みを進めています。

体制



※各事業部、海外アドミセンター、コーポレートスタッフ部門と連携

住友電工グループは、「サステナビリティ経営推進委員会」を設置し、関係する取り組みが一貫して推進されるよう方針等を協議し助言を行う体制としています。

「CSR推進委員会」は、委員長のCSR担当役員と、CSR関連分野を主管する部門から選出した委員から構成され、当社グループのCSR推進母体として、全社横断的な活動を推進しています。「住友電工グループ人権方針」において、すべての事業活動が、人権の尊重を前提に成り立っているものでなければならないと示している通り、グループ

全体で対処すべきCSRの重点分野の一つとして取り組みを進めています。

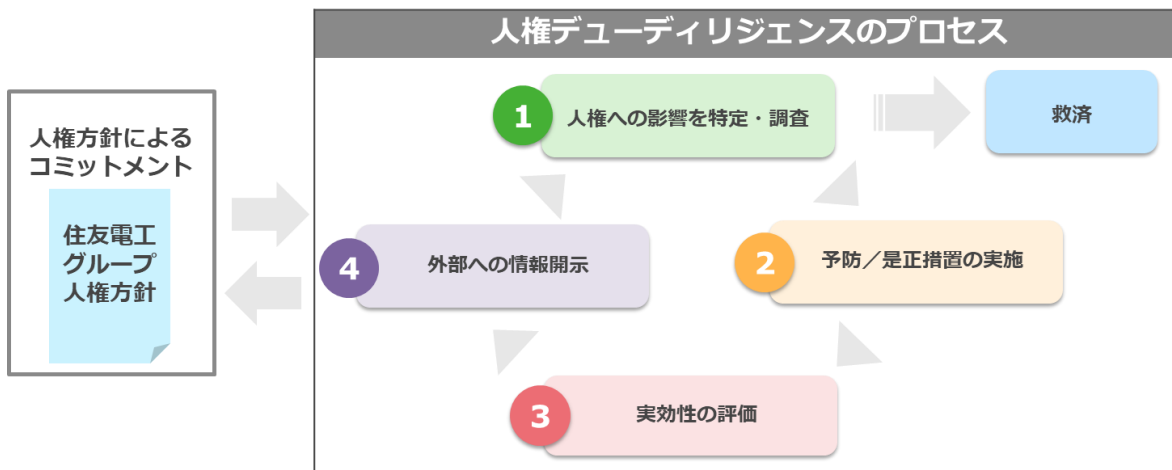
※CSR推進委員会の重点分野は[こちら](#)。

※住友電工グループ人権方針は[こちら](#)。

人権デューディリジェンスのプロセス

住友電工グループは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」や経済産業省「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ、人権デューディリジェンス*を実施するための社内ルールを制定しました。そのプロセスに基づき、当グループにおける人権を尊重するために、人権デューディリジェンスを実施しています。

*人権デューディリジェンスとは、企業が、自社・グループ会社及びサプライヤー等における人権への負の影響を特定し、防止・軽減し、取り組みの実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示していくために実施する一連のプロセスのこと。



住友事業精神・住友電工グループ経営理念

人権リスク（重大リスク・潜在リスク）

国際人権章典やILO憲章など国内外の人権尊重に関わる基準を踏まえ、以下を当社ビジネスが人権に負の影響を与えるリスクと考えています。

児童労働

強制労働

移民労働

若年労働者

賃金・福利厚生

労働時間

差別・ハラスメント

結社の自由

従業員の健康管理